

令和8年度上山市物価高騰対策 設備投資促進補助金

お問合せ先 上山市産業観光課 023-672-1111（内線181・183）

設備投資を行う市内事業者へ補助金を交付します

※本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として実施する事業です。

◆対象事業者

市内に本社または事業所を持つ中小企業または個人事業主で、次の(1)～(3)に該当する方

- (1) **製造業、運送・倉庫業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業**等の用に供する設備投資を行う
- (2) 市税、水道料金及び下水道使用料の未納がない
- (3) 交付申請時点で市内において1年以上事業を営んでいる

◆対象事業

次の(1)～(4)に該当する設備投資（リース、割賦払は対象外）

- (1) **建物、建物附属設備、器具及び備品（生物は除く）、機械及び装置、ITツール**にかかるもの
- (2) **設備投資総額が100万円（税抜）以上のもの**
- (3) 国、県及びその他の補助金を活用していないもの
- (4) 交付決定日から令和8年12月31日までの間に契約を締結し、**令和9年1月31日**までに事業が完了するもの

◆交付額

設備投資額の**2分の1**以内の額（上限**300万円**、千円未満切捨て）

◆事前相談・申請開始日

事前相談受付開始：**令和8年4月15日(水)**

申請期間：**令和8年4月15日(水)～令和8年11月30日(月)**

※必ず申請の前に産業観光課へ**事前相談**をしてください。

※申請書類は裏面の申請先へ**電子データで提出**してください。

◆交付申請に必要な書類

- ①様式第1号 交付申請書 ※
- ②様式第2号 収支予算書 ※
- ③市税の未納がないことを証明する書類 ※
- ④水道料金、下水道使用料の未納がないことを証明する書類 ※
- ⑤直近の決算書（個人事業主の場合は確定申告書）
- ⑥設備の仕様等を示す書類（仕様書、カタログ等）
- ⑦設備の見積書

※印の様式は、市ホームページよりダウンロードが可能です。

③は税務課（400円）、④は上下水道課（無料）へ必要事項を記入の上提出し、証明を受けてください。

◆交付までの流れ

①市産業観光課へ事前相談

⇒申請期限まで随時受付（予算額に達した時点で受付終了）

②交付申請書の提出

⇒令和8年**11月30日**の締切までに必要書類を添えて提出

→通常、交付申請から2週間程度で**交付決定通知書**が発行されます。

③事業着手（契約締結） ※交付決定前に事業に着手しないでください

⇒令和8年**12月31日**までに着手

④事業着手届の提出

⇒**事業着手日から15日後**または令和9年1月15日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて提出

⑤事業完了（設置及び支払いの完了）

⇒令和9年**1月31日**までに完了

⑥実績報告書の提出

⇒**事業完了日から15日後**または令和9年2月15日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて提出

→実績報告から1週間程度で**交付額確定通知書**が発行されます。

⑦交付請求書の提出

⇒確定通知を受けた後、速やかに交付請求書を提出

→補助金が振込指定口座へ入金されます。

◆申請・お問い合わせ先

上山市産業観光課企業誘致推進室

電話：023-672-1111（内線181,183）

メール：k-yuuchi@city.kaminoyama.yamagata.jp